

〈自転車安全利用推進計画の位置付け〉

根 拠：東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（§8）

上記条例に基づき、**自転車の安全利用**に関する都の施策や**自転車利用者、事業者等の関係者取組**を総合的に推進するための計画（現行計画期間：令和3年度から令和7年度までの5か年）

（計画の策定に当たり、関係者から構成する自転車安全利用推進計画協議会を開催した上で、パブリックコメント実施）

〈現行計画の概要〉

理 念：**社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会の実現**

数値目標：自転車乗用中死者数 18人以下
(R7年中) (R6年 25人) 自転車事故件数 7,000件以下
(R6年 13,773件) 駅前放置自転車台数 15,000台以下
(R6年 14,876台)

行政、自転車利用者、事業者等の各主体が、自転車の利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、以下の取組を推進

【安全利用の実践】

- ・自転車利用者による安全利用の実践
- ・事業者による安全利用の実践

【安全教育の実践】

- ・行政、保護者、学校、事業者、自転車小売業者等による教育の推進
- ・行政による各種教材の提供

【放置自転車の削減】

- ・行政、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場、サイクルポートの整備、駐輪場利用の啓発
- ・区市町村による効果的な放置自転車の撤去

【安全な利用環境の整備】

- ・道路構造等を踏まえた安全な利用環境の整備
- ・利用環境のネットワーク化の推進
- ・自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解

【安全性の高い自転車の普及】

- ・自転車利用者等による点検整備の推進
- ・自転車製造事業者等による安定性の高い自転車等の開発・普及

【事故に備えた措置】

- ・行政、自転車小売業者等によるヘルメット等の普及啓発
- ・自転車利用者等による保険加入の促進

【悪質・危険な自転車利用者対策】

- ・警視庁による効果的な街頭指導
- ・警視庁による悪質・危険な違反者に対する取締り

など

※ 「関係者の連携」、「民間活力の有効利用」、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境整備」など、取組を進める上での必要な視点についても記載あり